

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

南箕輪村の人口推移は、国勢調査結果でみると、平成 12 年から平成 17 年にかけては 216 人の増、平成 17 年から平成 22 年にかけては 923 人の増、平成 22 年から平成 27 年にかけては 520 人の増、平成 27 年から令和 2 年にかけては 734 人の増と増加傾向にあり、令和 6 年 4 月 1 日現在の人口は 16,041 人となっている。

人口の構成をみると、年少人口比率（0 歳～14 歳）は減少し、老年人口比率（65 歳以上）は増加傾向で推移しており、令和 2 年では全国平均を下回っているものの少子高齢化の進行がうかがえる。また、生産年齢人口比率（15 歳～64 歳）は減少傾向にある。

世帯数は、人口増加とともに増加しているが、一世帯当たりの人数は減少し、単独世帯の増加等世帯の多様化が進行している。

産業別就業人口は、第 1 次産業は減少傾向にあり、第 3 次産業が全体の 55.9% を占め、増加傾向にある。また、産業分類別では、サービス業が全体の 33.7% で最も多く、次いで製造業の 31.9%、卸売・小売業・飲食店の 11.9%、建設業の 6.2% の順となっている。

年間製造品出荷額は、令和 5 年 715 億円（令和 5 年経済構造実態調査より）で令和元年より 192 億円の増加となっている。また、事業所数・従業者数については、562 事業所 6,829 人で、前回調査より（平成 28 年）10 事業所減少し、505 人増加している。

南箕輪村の中小企業は、小売業においては近隣市町村の大型店との競合や、価格競争の激化、製造業ではより特化した加工技術や品質が求められ、また、新分野進出を行う事業者や自社の強みを洗い出し販路開拓に繋げる動きも出てきており、受注増加に伴う増産や省力化・合理化投資がみられてきている。

(2) 目標

南箕輪村は、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項に基づき、本導入促進基本計画を策定し、中小企業の先端設備等の導入を促すことで生産性向上を図る。

計画期間中における目標としては、南箕輪村企業振興条例（平成 18 年南箕輪村条例第 15 号）の実績等を考慮し、先端設備等導入計画の認定数が、5 件以上とすることを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

南箕輪村は、先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本指針に定めるものをいう）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

南箕輪村の産業は、製造業を中心に多岐に渡る上、設備等の投資先も広範囲に及ぶため、多種多様な産業で生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光等発電設備については、自ら消費する設備及び余剰電力の売電収入を得るための設備を対象とし、それ以外の目的で設置される設備（全量売電設備であって土地に自立して設置するものなど）については、主たる業務の労働生産性の向上に直接寄与しないことから対象外とする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

南箕輪村の産業は、村内全地域にわたっており、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、村内全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

南箕輪村の産業は、多種多様にわたるため、本計画の対象業種及び事業は、制限を設けない。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組みは、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・ 設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価に当たって不利にならないよう雇用の安定に配慮するものであること。
- ・ 南箕輪村暴力団排除条例（平成 24 年南箕輪村条例第 7 号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係があると認められる者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・ 南箕輪村補助金等交付規則（昭和 59 年南箕輪村規則第 2 号）に規定する納付すべき納付金を滞納している者は、先端設備等導入計画の認定の対象としない。